【１】　表現の自由は、人権の中でも優越的な地位にあるといわれ、表現活動を規制する立法については、裁判所は、経済活動を規制する立法よりも厳しい審査基準を使って、その合憲性を審査すべきであるとされる。それは、自由な表現活動が個人の自律と［　１　］の維持にとって必要不可欠な条件だからである。

表現の自由は、真理発見を促すと考えられている。［　２　］論によれば、真理とは、自由な論争の結果生き残った意見や情報であるとされる。そして、他人の意見に反対の者は、力ずくでその発言を封じるのではなく、自分自身の意見の説得力によって打ち負かすべきであるという。この考えは、［　３　］の法理と呼ばれている。

博多駅事件において最高裁は、事実に関する報道の自由だけでなく、報道機関の取材の自由も［　４　］に照らし十分に尊重するに値すると述べた。そこで問題となるのは、［　５　］の秘匿権のような、記者にのみ認められる特権が認められるか否かである。最高裁は、刑事裁判における証言拒否が問題となった初期の判例において、取材の自由に対する消極的な立場からこのような特権を否定した。ところが、民事裁判における証言拒否が争われた［　６　］証言拒否事件では、最高裁は、一転して、秘匿権は正確な報道にとって不可欠な前提であるとの立場をとり、記者の証言拒否を認めた。［　２　］の秘密は、民訴法の「［　７　］」に当たると解したのである。

【２】　表現活動を規制する方法は、規制のタイミングの観点から２つに大別できる。１つは、意見を発表したり、本を出版したりした後で、その意見や本の内容に基づいて、発言した人や出版した人を罰する［　８　］である。もう１つは、意見を発表したり、本を出版する前に、その発言や出版の内容を国が審査し、国の許可を得なければ発表や出版が許されないとする［　９　］である。

後者の規制の典型が検閲であり、憲法 21 条２項は、これを絶対的に禁止している。最高裁の定義によれば、検閲は、「［　10　］が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき［　11　］一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す」と定義される。

裁判所による出版差止は、検閲には該当しないが、［　９　］に当たる。この規制方法は、［　12　］として禁止されるため、明確かつ厳格な要件のもとでのみ許される。北方ジャーナル事件の最高裁判決は、政治家の名誉を毀損する文書の出版については、それが真実でなく、または［　13　］目的がなく、かつ、著しく回復困難な損害を与えるおそれがある場合に差し止めが許されるとした。

【３】　国が表現活動を規制する場合、表現活動のコミュニケーション効果から生ずる害悪を規制の対象とする［　14　］規制と、表現活動に付随する効果から生ずる害悪を規制の対象とする［　15　］規制がある。前者の規制は、例外的な場合しか許されない。たとえば、犯罪の煽動を処罰する規制は、［　14　］規制の１つであるが、規制は［　16　］の危険がある場合に限って許される。この考えは、アメリカでは［　17　］テスト（1969 年の連邦最高裁判決）として最定式された。このテストによれば、①［　18　］を誘発する意図があり、かつ、②その発生が［　19　］ものである場合に限り、犯罪を煽動する言論を処罰できるとされた。

名誉毀損的表現の規制についても、アメリカ連邦最高裁の判例法理が参考になる。アメリカでは、政治家や公人に対する名誉毀損が争われる場合、発言した者に［　20　］がなければ損害賠償の請求は認められない。しかし、日本の判例においては、アメリカほど表現の自由を保護する法理は確立されていない。判例では、名誉毀損的表現は、法律上、公共の利害に関わる場合には、［　21　］性の証明があれば免責されるが、［　21　］でなくても、誤信したことに［　22　］の理由がある場合も免責されと解されているにとどまる。

【４】　［　15　］規制の例として、表現内容とは無関係に、表現活動の［　23　］に対する規制がある。また、特定の行為類型を禁止する法律が、たまたま表現活動にともなう行動に適用される場合があり、この規制は［　24　］規制と呼ばれる。これらの規制の合憲性を判断するにあたっては、表現活動の場所に着目した法理がとくに重要である。市民会館や公会堂のように、国や自治体が集会や講演といった表現活動のための作った施設は、［　25　］パブリック・フォーラムと呼ばれ、原則として内容規制は許されない。

1.　民主政（民主主義）	2.　思想の自由市場	3.　対抗言論	4.　憲法 21 条の精神
5.　取材源	6.　石井記者	7.　職業の秘密	8.　事後処罰
9.　事前抑制	10.　行政権	11.　網羅的	12.　原則
13.　公益を図る	14.　（表現）内容	15.　（表現）内容中立的	16.　明白かつ現在
17.　ブランデンバーグ	18.　違法行為	19.　差し迫った	20.　現実の悪意
21.　真実	22.　相当	23.　時・場所・態様	24.　付随
25.　指定された	学籍番号	氏名	